

第4回 定例会 12/23~25

定例会のあらまし

第4回定例会は、12月23日から25日までの3日間開かれました。

町から、補正予算等が提案され、農業振興基本条例を継続審査とし、その他は原案可決しました。

議員提出の決議1件を可決し、一般質問では5人の議員が町長に考えを問いました。

公会館の指定管理一部改正を可決
農業振興基本条例改正案を継続審査
定例会後に、議会から町長あてにコロナ対策の
要望書を提出

◆下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に対応して所要の改正を行うものです。

(主な改正内容)

- ・育児休業を取得できる非常勤職員の範囲設定
- ・育児休業を取得できる期間の設定

(質疑)

Q：正職員の育児休業の取得率はどうなっているのか。
A：記憶の中では今年度は1件となっている。

(賛成討論) 「SDGs未来越都市」の下川町なので、役場以外の民間事業者にも正規・非正規に関わらず育児休業の取得率の公表とその向上に努めるべきである。

◆農業振興基本条例の一部を改正する条例

農業者、生産組織及び農業団体の自主的な努力と創意工夫を基本とした本町の農業が、若者にとって魅力ある産業として成長し、持続可能な施策となるよう、審議会等の意見を踏まえて

所要の改正を行うものです。
(主な改正内容)

- ・検討時期規定の追加
- ・補助対象事業の見直し
- ・補助率、限度額の見直し

(質疑)

Q：財政が厳しいから条例改正を行うのか。財政が厳しくなった責任を取らないのか。
A：他の産業分野を支援する条例と改正時期を合わせるものである。

Q：農業者は営農計画を既に立てており、時期的に唐突ではないか。
A：農業審議会や農業生産者の意見を聞いて進めてきた。

本案は、総務産業常任委員会に付託され、審査の結果、「農業委員会に正式に諮っていない」「改正予定内容を農業者に周知する必要がある」「関係機関、関係団体から意見を確認する必要がある」ことから、会期中に結審することができず、令和3年第1回定例会まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◆下川町公会館等の指定管理者の指定について

町内の10か所の公会館のうち、8か所について令和3年度から5年間を指定の期間として、指定管理者の候補者として選定したものです。なお、りんどう会館、幸成会館は新年度より指定管理から除外されます。

◆定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

産業振興、圏域生活基盤維持対策分野において更なる連携した取り組みを推進するため、一部協定内容を変更するものです。

(質疑)

Q：『定住自立圏共生ビジョン』の「地域公共交通」の項目で、「バス路線数を維持する」とあるが、路線数に加え、1日の本数など、利便性の向上に資する数値目標を掲げるべきではないか。
A：時間の関係で議論されていないものもある。できるだけ懇談会で話し合いたい。